

図4-1. 中野区の年齢区分(3区分)別人口の推移(2001-2008年)

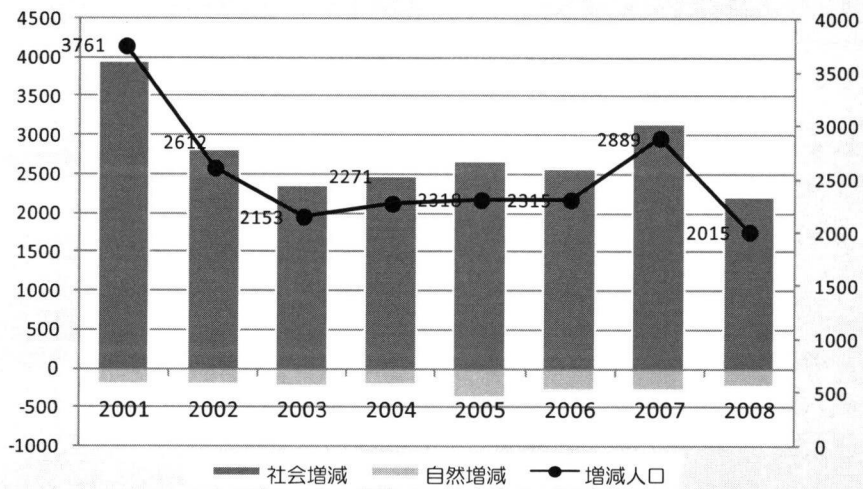


図4-2. 中野区の自然増減および社会増減(2001-2008年)

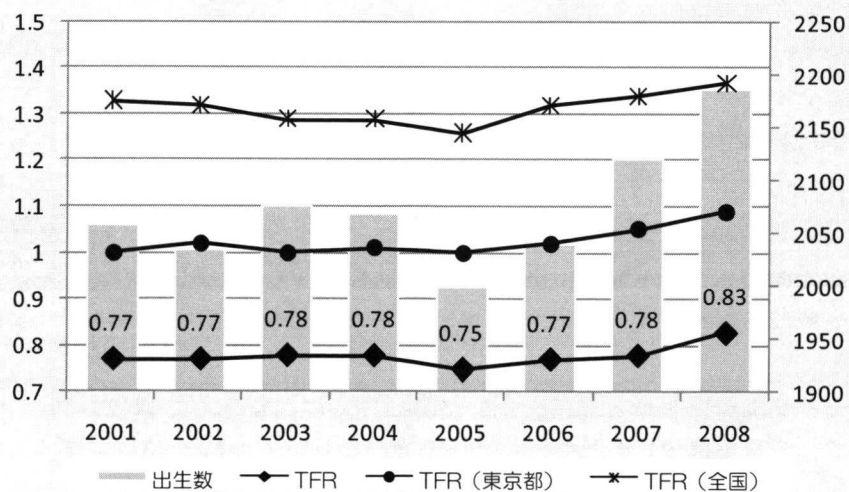


図4-3. 中野区の出生数および合計出生率(2001-2008年)

4-2. 後期行動計画の体系

後期行動計画（素案）の基本理念は、「子どもたちがのびのびと成長し、楽しく子育てができるまち」である。

4つの基本目標で構成されている。基本理念および基本目標は前期行動計画とおおよそ変わっていないが、柱の2つ目「子育ての責任は家庭にあります。大切な子育てを社会全体で支援します（前期行動計画）」を「子育ての第一義的責任は家庭にあります。以下略（後期行動計画）」とし、子育てを行政および社会全体で責任をもって行うことを宣言しながらも、あくまでも子育ての基本は家庭であるということを「第一義的」という表現をもって強調している。柱の1つ目は「一人ひとりの子どもの幸せを最優先に考えます」、3つ目は「すべての子どもと家庭への支援を組みます」、4つ目は「妊娠期から青少年期までの長期的展望に立ち、総合的に組みます」とし、出産、子育てから子どもが成人するまでの長期的視野に基づいて取り組みを行っている。

4-3. 前期行動計画の達成状況と重点課題・特色ある事業

行動計画全体の総括の指標というのは定めていない。5カ年計画の20年度実績としては、待機児童対策について対応が追いつかなかったと考えているという。

前期行動計画策定時には、とくに重点課題は設定しなかった。しかし、この5年間に事業を実施する中で、待機児童対策が大きな課題として浮かび上がり、結果として重点的に対応することになった。前期行動計画の策定時に想定していた状況と、現状では大きな変化がある。

待機児童が増加する要因として、中野区ではすでに大規模開発ができる土地が残っていないため、転入要素による子どもの増加ということは考えにくく、母親の就業増加と、団塊ジュニア世代での出生増加による保育ニーズの増加があるのではないかという。保育ニーズの増加に対しては、認証保育所による定員数の拡大を通じて問題の解決にあたっている。認証保育所の積極的な誘致というのは、前期行動計画策定時の問題意識としてはもっていなかった事業であり、行動計画を推進する中で必要性が重視された事業であるという。

中野区の行動計画で特色ある事業としては、「なかの子育て応援メールマガジン」がある。これは、区内で行われるイベント情報やコンサートなどを配信するメールマガジンである。

妊娠・出産前後の子育てに関する情報、親子連れや子どもだけで参加できるイベントの情報、男女共同参画に関する情報などを配信している。

また、子育てに関する情報をまとめた子育て支援ハンドブック「おひるね」を作成し、配付している。このハンドブックは毎年改定作業を行っている。母子手帳発行時や、出生届・転入届の提出時に手渡すほか、保育園や幼稚園を通じての配布や、区役所子ども総合相談窓口、地域センターや保健福祉センター、地域子ども家庭支援センターなどでも配付を行っている。

ファミリー・サポート事業として、「病児保育」の養成講座（全11回）を行い、協力会員を募集している（平成21年度から）。2009年10月時点では、45人の協力会員がおり、181世帯が利用者として登録されている（登録制）。養成講座では、幼児安全法、子どもの栄養と病気時の食事、薬の飲ませ方、遊び、病気と症状、心の発達、ケア、リスクマネジ

メント等の講習を行っている。この事業の実施主体は、社会福祉法人「中野区社会福祉協議会」である。

4-4. 前期行動計画の策定過程と評価

前期行動計画までの策定作業は、平成15年5月に次世代育成支援対策検討会（以下、検討会）を立ち上げることから始まっている。その後、検討会や区民会を重ね、ニーズ調査の検討を行い、翌年1月から2月に「子育て支援アンケート調査」（次世代育成支援・地域行動計画策定にかかるニーズ調査）を実施した。4月には子ども家庭部を発足させ、検討会、庁議、厚生委員会にてニーズ調査の結果を検討した。5月には青少年問題協議会を発足させ、具体的な行動計画策定に着手した。その後、検討会、協議会、厚生委員会等を行う中で、行動計画素案を検討し、翌平成17年1月に行動計画（案）を作成した。その後、2月にパブリック・コメントの募集・取りまとめを行い、3月に正式策定した。

中野区では、前後期の行動計画は区の基本計画（新しい中野をつくる10か年計画）を策定する時期と重なっており、数値目標等の評価に係わる指標も10か年計画と同様のものを使用している。中野区では、現区長の意向により、実績に関するアウトプットだけではなく、アンケート調査から得られるアウトカムの向上を実績と捉えて評価および計画を作成している。それに伴い、毎年、各種アンケート調査を行うことによって継続的なアウトカムの把握を行っている。ただ、指標の設定が難しい項目があり、その内容に関して議論のあるものもあるという。こうした場合には、計画3年目などの途中であっても、当初の評価指標とは異なるが、より適切な指標を変えるなどの対応を行っている。アウトプットでは、計画を進めていく中で増えることはあっても下がることは少ないが、アウトカムだと急激に下がることもあるため、難しい評価指標であると認識している。計画策定時と同様に、前期行動計画の進捗状況については、青少年問題協議会において毎年報告し、意見をもらうというプロセスを経ている。

4-5. 後期行動計画の策定状況と重点課題・特色ある事業

後期行動計画の策定については、現在、パブリック・コメントの募集を行っている段階である。後期の枠組みや体系は、前期と同様であり、目標もほとんど変わっていない。重点課題については、後期計画でもとくに待機児童解消が問題であると考えているという。後期行動計画では、平成26年度までに待機児童をゼロにするという数値目標を掲げた。

中野区の大きな特徴としては、住民の定着率が低いことがあげられるという。10年間で3分の1の住民が入れ替わる傾向にあり、単身者が多い。ファミリー層では、子どもができて住居が手狭になると移動するという傾向があるようだという。3世帯同居の割合が低いのも中野区の特徴の一つであるとの認識である。

後期行動計画（案）の中で、地域で子育て支援に参加した大人の数が1万5000人という目標が設定されているが、これは地域住民のつながりや活動をより促していくことを目指して設定されている。

また、「保健福祉センター」という保健福祉に関する組織が区内に4か所ある。平成22年7月には、保健福祉センターに地域子ども家庭支援センターを取り込み、0歳から高齢者

まで扱う『(仮) すこやか福祉センター』として1か所発足させる予定である。残りの3か所も随時、開設していく。これは、「新しい中野をつくる10か年計画」で「総合公共サービスセンター」と位置付けている施設であり、子どもや高齢者、障害のある人を対象に、地域の保健福祉、子育てに関する相談にきめ細かく対応できる体制の整備（ワン・ストップ・サービス）を実現しようと考えている。窓口を一元化し、総合的に相談支援するための体制を整備するとともに、地域活動のネットワーク化を図るなど、地域を主体とした取り組みに対する支援を行っていく予定であるとのことである。

「キッズプラザ」は学校の中に遊び場を設ける事業であり、放課後子ども教室と同様の性質をもっている。キッズプラザの整備に合わせて学童クラブも同じ場所に移転している。キッズプラザは、現在区内の3つの小学校で行っており、全校設置には至っていないが、今後は、学校の統廃合や、空き教室ができた場合に事業を展開する予定である。可能であれば、公設民営の学童クラブも実施する意向であるが、基本的には民設民営で進める予定であるという。

4-6. 後期行動計画の策定過程

平成20年6月に次世代検討会（以下、検討会）を設置し、7月と10月に次世代育成検討部長会を開き、前期行動計画の検証および後期行動計画策定に関する諸事案を討議した。同時に厚生委員会に報告を行い、翌年1月に子育て支援アンケート調査を実施した。また、2月には中高生アンケート、中学生保護者アンケートを実施し、3月に次世代育成推進審議会（以下、審議会）を開催（第1回目）した。その後、5月から検討部長会や審議会を重ね、アンケート調査の結果や中間のまとめを行った。9月に中間のまとめを厚生委員会や文教委員会に諮り、第4会の審議会で素案について検討が始まった。11月には審議会や検討部長会にて素案が提示され、平成20年度の事業実績の公表を行った。12月から翌1月にかけて区民意見交換会や保育園・認証保育園等での意見交換会を行った上で、審議会において計画案を決定した。厚生・文教委員会に報告を行い、現在はパブリック・コメント手続きを行っているという状況である。

4-7. その他の取り組み

（結婚支援事業、ワーク・ライフ・バランスおよび企業支援、シルバー人材センターを活用した保育事業の取り組み等）

結婚支援事業は、区としての事業は行っていない。今後も導入の計画はない。

ワーク・ライフ・バランスおよび企業支援については、男女共同参画センターが子ども家庭部の中にあり、企業のセミナーに職員が入って講演活動を企画・実施している。子育て優良企業の認定については、区独自の事業としては行っていない。

シルバー人材センターを活用した保育事業の取り組みは、現状では行っていない。高齢者層をボランティアとして活用するような試みはあるが、シルバー人材センターに委託した形での保育に関する事業展開は行っていない。

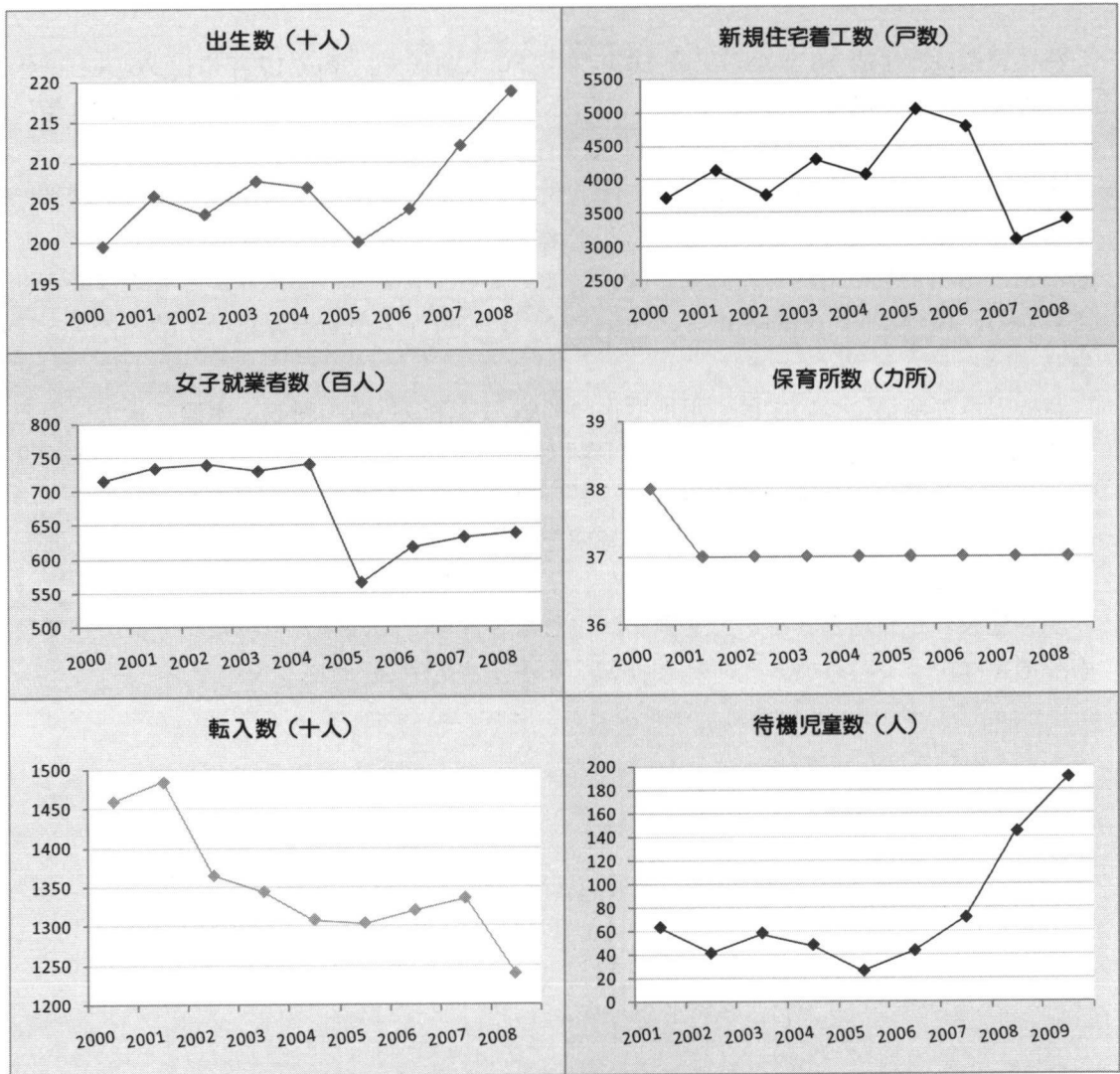
4-8. 待機児童の動向と対策

待機児童は、平成13年から平成16年まで50人前後で、平成17年には26人と前年から大きくその数を減少させた。しかし、平成18年には再び43人と増加し、平成19年には71人、そして平成20年、21年は144人、190人に急増した。

待機児童数急増の背景要因については、住民の増加というよりも母親の就労の増加によるものであると考えている。出生数も若干増加傾向にあり、既に定住しているファミリー層における出生数の増加と、母親の就労増加による保育需要の高まりが影響していると考えられる。保育に関する需給のミスマッチについては、入所希望児童の年齢ミスマッチが生じているという。

待機児童の解消については、用地取得の問題から保育施設の新設は困難な状況にある。平成22年4月から、認定子ども園を2園開始するなどして対応している。学校の統廃合は始まっているが、その跡地の利用ということはまだ検討していない。また、区では、今後の保育所運営の方針として、建て替え時期をめやすに全園で民営化を行う方向である。ペースとしては、多くても1年に1園程度となるという。

既存施設の定員増と認定子ども園を活用した定員増、認証保育所誘致などによって待機の解消をはかっているが、それを上回る応募があつて対応に苦慮している。



(参考図) 中野区の待機児童数および共変量
 (資料：東京都総務局『東京都統計年鑑』各年版)

(5) 北区 (2010年2月17日調査)

5-1. 人口の動向

北区の人口の動向は以下の通りである。

図5-1は2001年から2008年までの人口の推移を年少人口、生産年齢人口、老年人口の3区分別に示したものである。北区の人口は30万人を超えており、年少人口は2007年の3万295人から2008年の3万1045人へと増加したが、年少人口割合は低下した。2008年の年少人口割合は9%であるのに対して、老年人口はその2倍強の22%である。

図5-2は自然増減および社会増減を示している。2006年に大きく増減人口がマイナスへと転じたが、これを除けば全体的に増減人口は上昇している。また増加人口に影響を与えたものは転入数から転出数を引いた社会増加の影響である所が大きい。自然増減は大きくマイナスの傾向を示しており、したがって出生数よりも死亡数が多いことがわかる。近年はとくにその傾向にあり、他の10区と比較してその多さが特徴的である。

図5-3は2001年から2008年までの出生数および合計出生率を示している。北区の合計出生率は東京都全体の合計出生率の水準を下回るものの、実数である出生数は増加傾向にある。2008年の出生数は2300人を超えた。

※ここで示している「増減人口」は「社会増減」と「自然増減」を足し合わせた指標であり、単純に社会増減と自然増減の影響をみているものであり、対前年の増加人口を指し示すものではないことに留意されたい。

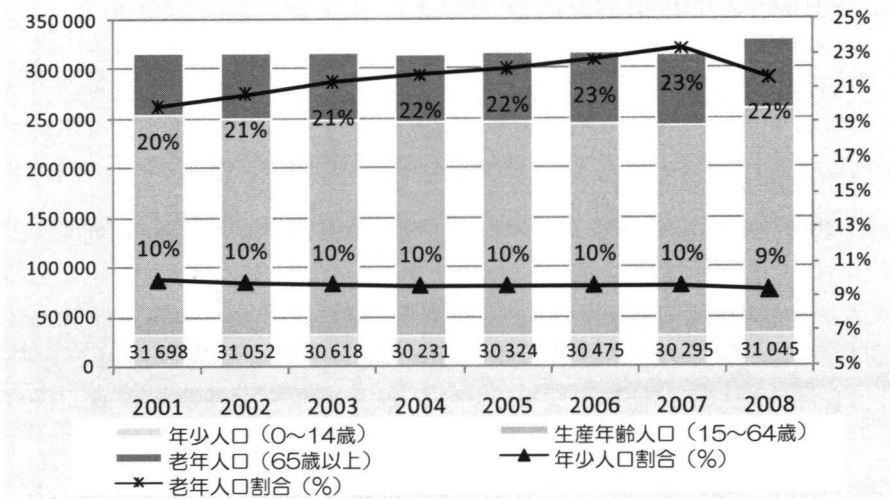


図 5 - 1. 北区の年齢区分 (3 区分) 別人口の推移 (2001-2008 年)

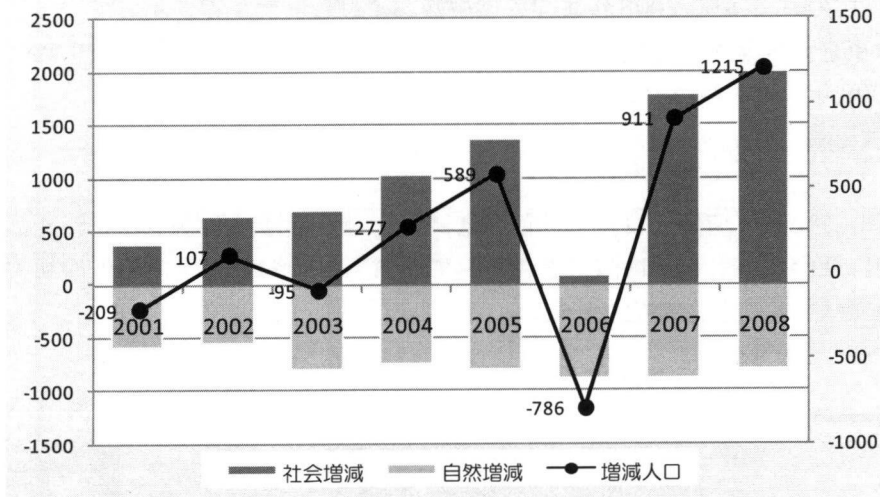


図 5 - 2. 北区の自然増減および社会増減 (2001-2008 年)

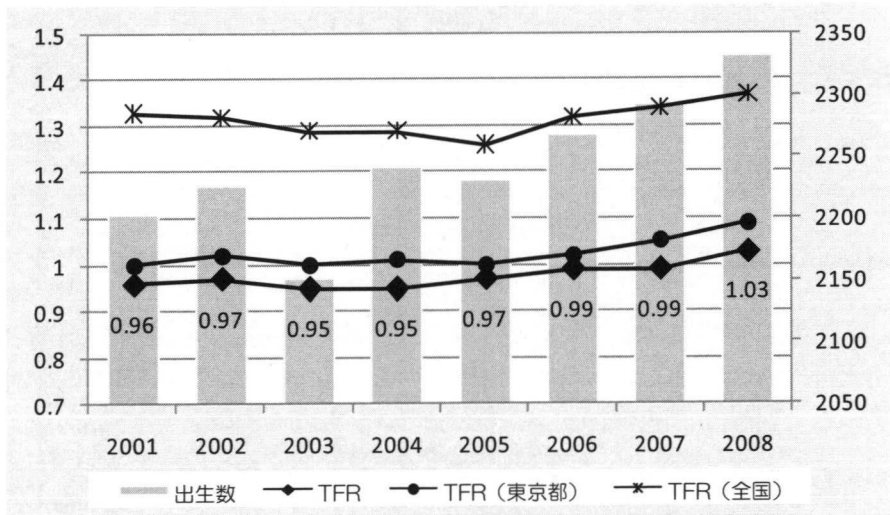


図 5 - 3. 北区の出生数および合計出生率 (2001-2008 年)

5-2. 後期行動計画の体系

後期行動計画（案）の基本理念は「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」である。

後期行動計画の基本方針は4つの視点で構成されている。①「"すべて"の子育て家庭への支援」、②「"まちぐるみ"での子育て支援」、③「"子育て"・"子育て"への支援～子どもの人権を尊重して」、④「"顔がみえる"子育てネットワークづくり」である。後期行動計画では、4つの基本方針の下に7つの施策目標を掲げている。具体的には、(1)「家庭の育てる力を支えるしくみづくり」、(2)「子育て家庭を支援する地域づくり」、(3)「未来を担う人づくり」、(4)「親と子のこころとからだの健康づくり」、(5)「安全・安心な子育て環境づくり」、(6)「特に配慮のある子どもと家庭への支援」、(7)「安心して子育てと仕事ができる環境づくり」である。施策目標の下に3～4の個別目標を掲げている。前期計画との大きな変更点は、(6)「特に配慮のある子どもと家庭への支援」を個別目標から施策目標にあげたことと、(7)「安心して子育てと仕事ができる環境づくり」を施策目標としたことである。

5-3. 前期行動計画の達成状況と重点課題・特色ある事業

重点施策の目標値については、ほぼ達成していると考えている。通常保育に関しては、目標値を大きく上回って達成している。延長保育や一時保育でも、目標値よりも事業を拡大することができた。

達成できなかった事業としては、病後児保育がある。これは、待機児童が急増したことで、病後児保育に充てる予定だった定員を通常保育に割り当てたためであるという。

保育事業の目標以上の拡充という状況は、平成15年に就任した現区長の意向が強く影響している。"子育てするなら北区が一番"というキャッチフレーズのもとで子育て支援事業の充実に取り組んでいるため、前期行動計画策定時の数値目標よりも事業展開が進んだという。

前期行動計画の達成状況において、現在、一番課題となっているのは待機児解消である。北区では、これまで他の区と比べると待機児童が少ない傾向であったが、他区と同様ここ1年で急に増加した。北区は保育所の整備率が23区で上位5番目と高く、そのため待機児童が少なかったが、平成21年度は88人に急増したのである。これに伴い、後期行動計画とともに待機児解消のための保育計画も一体として策定した。

北区では、平成17年3月に「北区基本構想」に掲げた基本構想を実現するために、10カ年計画（平成17年度～26年度）として「北区基本計画2005」を策定した。基本姿勢「区民とともに」の下、「3つの重点戦略プラスワン」が定められ、子育て支援がその一つとして挙げられている。「子ども」・かがやき戦略と名付けられ、その中で行動計画との連携を図っている。

特色ある事業のひとつとして、「北区子育てガイドブック」がある。これは、ニーズ調査等で行政サービスについての情報が得にくいという意見が出たことから、平成19年度より始められた子育て応援団事業の一環として、母子健康手帳と同時に「子育て福袋」に入れ配布している。平成20年度には、子育てマップを追加し、事業内容の充実を図っている。

また、子ども家庭支援センター「育ち愛ほっと館」は、区における子どもと家庭に関する

る相談機関として、専門相談員による各種相談を実施しており、児童虐待に関する対応も行っている。このほか、主に就学前の子どもをもつ保護者の交流や子育てサークル活動が行えるようなスペースを設けるなど工夫をしており、平成13年には約7000人であった利用人数（延人数）は、平成15年には2万人まで伸びた。さらに、半径500m内に児童館があるよう、25館の児童館と小規模な児童室4室を北区全域にまんべんなく配置している。そのうち7つの児童館で心理相談員による子育て専門相談を週1回ないしは月2回実施するとともに、全館に民生・児童委員の子育てアドバイザーを置くことによって、区内全域で子育て相談ができる状況を整備している。また、月に1～2回、児童館館長会を行うなどして、連携を密にしている。

大学との連携や大学生の活用については、「北区理科大好きプロジェクト事業」において、お茶の水女子大学の教員を招いて子どもを対象とした理科学習事業等を行っている。また、「放課後子ども教室」「地域寺小屋」にボランティアとして参加している。

5-4. 前期行動計画の策定過程と評価

北区次世代育成支援行動計画策定検討会を設置し、10回の会議を重ねて策定に至った。平成16年2月に検討会が立ち上げられ、北区における保育施策・子育て支援施策の状況等が確認された。その後、区民意向調査の結果や基本理念・基本方針の決定、行動計画に記載する施策・事業についての検討会を重ね、8月に行動計画骨子案を、11月には幼稚園との関連から幼保の一体化等についての検討を行った。翌年1月に骨子案に対するパブリック・コメントや検討委員会の意見を反映させた最終案を作成し、正式策定に至った。

行動計画の評価については、個々の事業を各部所管課において自己評価を行った後、副区長を中心とする「子ども」・かがやき戦略推進本部で行っている。評価対象は、前期計画で挙げられた全事業及びその後新たに始まった各施策に関する事業となっている。その結果については毎年公表を行っており、各事業について可能な限り具体的な数値を実施状況に示し「計画を超えて進捗」、「ほぼ計画通り進捗」、「計画に遅れが生じている」、「計画完了（事業終了）」、「見直し（計画等変更）」との判断を行っている。

5-5. 後期行動計画の策定状況と重点課題・特色ある事業

平成22年2月に「子ども」・かがやき戦略推進本部に後期行動計画の最終案を示し了解を得ている。

後期行動計画の重点課題は、待機児童解消問題であると考えている。また、前期行動計画と比べて新たに着目している課題としてはワーク・ライフ・バランスに関する取り組みがある。これは、待機児童解消対策と関連した対策の一部であり、北区としての姿勢を明確に示した部分である。自治体には雇用・労働政策に関する権限がほとんどないため、雇用等に関する具体的な施策を実施することが困難で、区としてこの分野で何ができるのかという点については難しいが、この問題に重点的に取り組む姿勢を示すことによって普及啓発につながることを期待している。具体的な施策としては、ワーク・ライフ・バランスという考え方や実践例などの普及・啓発等になる。延長保育・休日保育・病後児保育等の保育サービスの拡充も、この課題と関連させて行っていく予定である。

この他の特色ある事業としては、「幼稚園・保育園と小学校との連携の推進（きらきら 0 年生応援プロジェクト）」や、「英語が使える北区人事業」、「理科大好きプロジェクト」、「新聞大好きプロジェクト」、「北区小中一貫教育の推進」、就学前の発達障害児について相談と療育を行う「さくらんぼ園」などがある。

なお、後期計画は可能な限り平成 21 年度の現状値及び平成 26 年度の目標を示すとともに、計画全体、施策目標、個別目標単位の成果指標を設定している。

5-6. 後期行動計画の策定過程

後期行動計画の策定は、外部委員で構成した策定委員会が主体となって行った。委員には、大学教授や私立幼稚園協会、私立保育園理事長園長会、男女共同参画推進ネットワーク、小中学校の PTA 連合会等の各関係団体ほか、労働組合や商工会議所から推薦していただいた方、公募区民等が入り、平成 20 年 11 月に策定検討委員会を設置し、2 年弱の間に 13 回の策定委員会を開催し、計画策定に至った。こうした体制での策定を行ったのは、北区では、区民の意見を取り入れることが自治の基本であるという「区民とともに」という基本姿勢があり、それを忠実に実行したからであるという。また、平成 20 年 11 月～12 月に小学校就学前の児童の保護者、小学校就学中の児童の保護者、12 歳～18 歳の区民、30 歳以上 40 歳未満の子供のいない世帯・独身者、世帯主と 18 歳以下の子供のみの世帯、従業員数 10 人以上 300 人未満の事業所にアンケート調査を実施した。さらに平成 21 年 12 月から翌年 1 月にかけて素案に関するパブリック・コメントを実施した。

5-7. その他の取り組み

(結婚支援事業、ワーク・ライフ・バランスおよび企業支援、シルバー人材センターを活用した保育事業の取り組み等)

ワーク・ライフ・バランス推進に関しては、後期行動計画の新規事業として、「ワーク・ライフ・バランス推進企業への支援」を行い、積極的に取り組む企業を顕彰し、取り組みを PR するといった支援を検討している。また、父親を対象とした育児・子育てに関する講演会や講習会を月 1 回以上（土曜日）行う「パパ参上（地域社会への意識啓発）」事業や、体験実習や交流を行う「パパになるための半日コース」は、前期行動計画から継続して今後も展開する。

シルバー人材センターを活用した保育事業の取り組み等については、直接的な保育事業への活用はない。しかし、現在、保育園の耐震補強工事等を行っている園があり、その園ではマイクロバスでの送り迎えを朝・夕の時間帯に行っているが、その安全確保誘導員の派遣をシルバー人材センターに委託している。

5-8. 待機児童の動向と対策

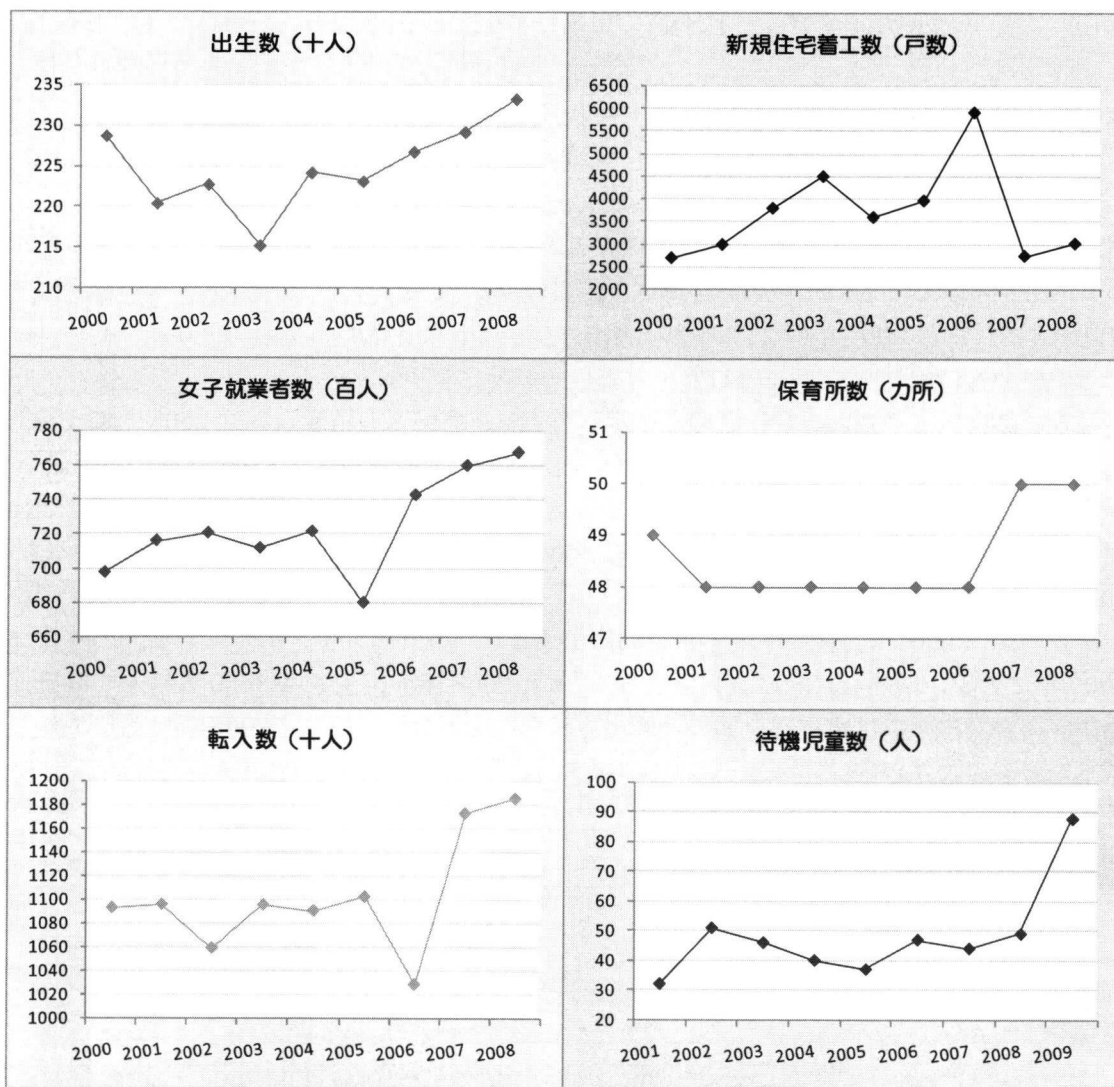
北区の待機児童数は、平成 13 年から平成 20 年までは、若干の増減を繰り返しながらも 30～40 人後半を推移していた。しかし、平成 21 年に 88 人と倍増した。そのため、後期行動計画では保育計画を作成し、待機児童解消を解決すべき重点課題として捉えている。4

月時点での年齢別の待機児童数をみると、1歳児の待機児童が大半を占める傾向にある。

平成21年の待機児童倍増の背景としては、母親の求職が急増したからであろうと認識している。また、統計によれば、出生数も平成17年以降着実に増え、さらに転入数も平成20年から急増しており、これらの影響も無視できないと考えられる。マンション建設等の新規開発により、待機児童の増加が見込まれることから、そのような建設計画と連動した保育サービスの提供を計画している。

北区では認可保育所での保育をサービスの基本であると捉えていることから、複数の認可保育所の新設整備を計画しているが、準備に2年程度かかることから、緊急対応として認可保育所の分園の設置や既存認可保育所の増改築のほか、認証保育所の誘致や家庭福祉員の増員など、多様な手法を動員して待機児童解消に取り組んでいく。

整備予定としては、平成22年に区立認可保育所の定員を106人、認証保育所の定員を120人、家庭福祉員の定員を25人、計251人増加させる予定である。また、平成23年度には区立認可保育所で20人、私立認可保育所で2園新設するなどして174人、認証保育所で60人、家庭福祉員で20人の計254人の増加（ただし、保育室の廃止で65人の減）を予定している。その後も定員の拡大は続け、「新待機児童ゼロ作戦」で示されている数値目標を達成できる見通しであるとしている（3歳未満児の保育サービス提供割合を平成29年度までに38%にするという目標は、平成24年度までの達成できる見通しである。さらに3歳未満の保育サービス提供割合を平成22年度までに26%にするという目標については、平成22年度までに35.84%となるとの見通しである）。なお、認定子ども園の区における実施は今のところ考えていないが、民間の施設が取り組みを希望すれば情報提供等の支援を行っていく予定である。



(参考図) 北区の待機児童数および共変量
(資料：東京都総務局『東京都統計年鑑』各年版)

(6) 葛飾区 (2010年2月17日調査)

6-1. 人口の動向

葛飾区の人口の動向は以下の通りである。

図6-1は2001年から2008年までの人口の推移を年少人口、生産年齢人口、老年人口の3区分別に示したものである。葛飾区の人口は40万人を超えており、老年人口割合は2001年17%から2007年の21%へと上昇した。一方、年少人口は5万3000人～4000人でその年少人口割合は13%で推移しており少子高齢化を示している。

図6-2は自然増減および社会増減を示している。葛飾区の増減人口は2005年に1487人と大きく増加したが近年は1000人以下にとどまり、これは他の10区と比較しても最も少なく、特徴的である。増加人口において影響を与えているのは社会増加である。自然増減は2005年から出生数よりも死亡数が多い傾向にあり、2007年に再び自然増加となるも2008年はマイナスに至っている。

図6-3は2001年から2008年までの出生数および合計出生率を示している。出生数は2007年に大幅に増加し、3800人以上となったが、2008年の出生数は3650人ほどである。葛飾区の合計出生率は東京都全体の合計出生率を上回る数値であり、2008年は前年よりも低下したものの1.28と高い。

※ここで示している「増減人口」は「社会増減」と「自然増減」を足し合わせた指標であり、単純に社会増減と自然増減の影響をみているものであり、対前年の増加人口を指し示すものではないことに留意されたい。

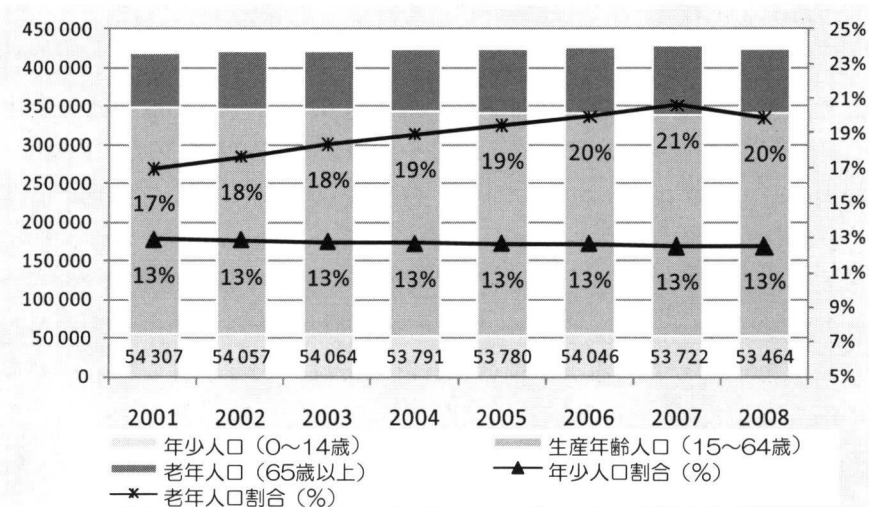


図6-1. 葛飾区の年齢区分(3区分)別人口の推移(2001-2008年)

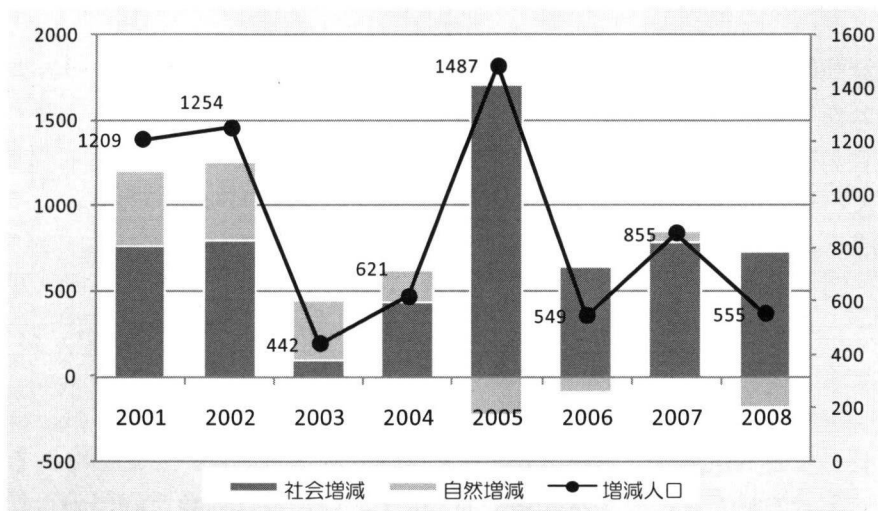


図6-2. 葛飾区の自然増減および社会増減(2001-2008年)

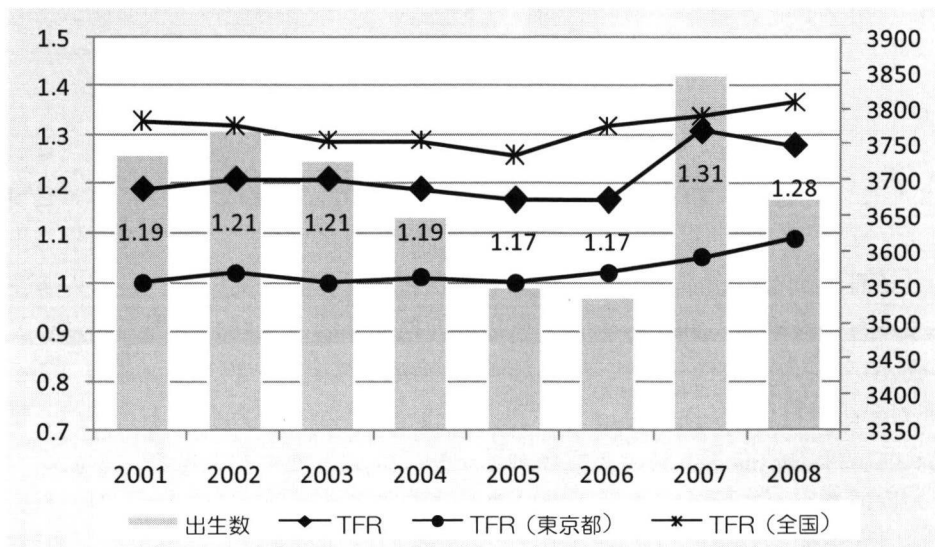


図6-3. 葛飾区の出生数および合計出生率(2001-2008年)

6-2. 後期行動計画の体系

後期行動計画（案）の基本理念は「子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく」である。

後期行動計画の基本目標は7つの柱で構成されている。①「子育てを支えるまち（保育計画）」、②「子どもが健康に育つまち」、③「子どもの成長をみんなで支えるまち」、④「子どもの安全・安心が保たれるまち」、⑤「子どもの心身が健やかに成長するまち」、⑥「親と子どもがともに学び育つまち」、⑦「一人ひとりの特性に配慮するまち」の7つで、前期行動計画から表現を一新している（前期行動計画では、①「子育て家庭への支援」、「仕事と子育ての両立支援」、②「親と子の学びと育ちの支援」、③「子どもの健やかな成長を支える環境の整備」、④「地域で子育てを支える人づくり、ネットワークづくり」、⑤「子育てを支援する生活環境、子どもがのびのび育つ環境の整備」、⑥「子どもたちの豊かな人間性を育む教育環境の整備」、の6つであった）。

6-3. 前期行動計画の達成状況と重点課題・特色ある事業

前期行動計画の達成状況については、子育て支援行動計画事業実施状況報告書にて毎年度の実績を公表している。保育事業については、平成16年の目標値から毎年度の達成状況を「達成率」として示している。例えば、認可保育所の定員数は平成21年度の目標値を8,173人と設定しており、平成20年度実績は8,133人（達成率は99.5%）である。このような達成率を算出することによって、達成状況が一目でわかる形でデータを公表している。また、子育て支援に関するアンケート調査を平成18年から始めており、住民のニーズや評価を収集することによって施策の評価を行っている。平成20年度までの保育事業については、おおむね目標を達成しているという認識である。

産後支援ヘルパーに関しては、20年度の達成率が低かったが、これはおおむね1歳未満の乳幼児を育てている保護者で育児不安が強い家庭を対象としているためである。将来的には、支援対象者の範囲を拡大する計画である。ただ、現在は対象家庭が限られていることもあり無料でやっているが、希望者が誰でも利用できるようになれば有料化も視野に入れて検討していくという。

6-4. 前期行動計画の策定過程と評価

平成13年に「葛飾区子育て支援推進本部」が設置され、翌平成14年には「葛飾区子育て支援推進プラン」（平成16年まで）を策定した。平成15年には「子育て支援に関する意向調査」、「子育て支援推進本部分科会」、「区民フォーラム」を実施した。このように、次世代法による行動計画策定前から子育て支援策の検討体制の整備を進めてきたところであるが、平成16年に「葛飾区子育て支援行動計画策定委員会」を設置し、平成17年1月までに7回の会議を行い、前期行動計画の策定を行った。前期行動計画策定時は、地域協議会は設置せず、庁内の推進体制である葛飾区子育て支援推進本部会において計画の進捗管理、事業の推進を行っている（後期行動計画では推進協議会を設置する予定）。計画が策定された平成17年度からは、毎年度、進捗状況調査を行い、実績を公表している。平成18年度からは「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、ニーズおよび事業評価の把

握に努めている。

施策評価に関しては、体系図に位置付けた各事業、主な事業について第三者委員会による評価の仕組みはないが、各事業の達成率の把握については、共通のフォーマットで事業ごとに所管課がリストを作り、それを子育て支援部が取りまとめて公表している。区長をトップとする葛飾区子育て支援推進本部会で評価を行い、議会へ報告したあと、ホームページ上で公表するという手順で行っている。

6-5. 後期行動計画の策定状況と重点課題・特色ある事業

後期行動計画は、平成22年1月21日に答申文を区長に提出し、2月19日に案を議会に提示して了承を得た後、発行する予定である。

後期行動計画の体系は前期行動計画と同様であるが、基本理念は変えず、基本目標を6つから7つにした。増やした項目は、ワーク・ライフ・バランスに関するものと、ひとり親家庭や障害のある子どもなど支援を必要とする家庭への対応である。

重点的な課題と捉えているのは、保育計画を含む第1番目の基本目標である「子育てを支えるまち」である。そのなかで待機児の解消を目指した取り組みを中心に行動計画を推進する。

認定こども園は、他自治体の対応を見ながら、具体的な実施について検討している段階にある。後期行動計画の期間中に、1園設置と考えているという。

また、後期行動計画では、計画の推進と評価に関して、「次世代育成支援推進協議会」を新設し、施策の進捗状況の管理や施策内容の区民への周知を行っていく予定である。

区民からの要望が多いものとして、ここ数年需要が高まってきている学童保育があるが、社会福祉法人が運営する私立学童保育クラブの設置を充実させていく予定である。私立の学童保育が多いというのは他の区には少なく珍しい状況である。今後は、小学校の中に学童保育クラブを設置し、子どもの安全、親の安心を確保する方向で事業に取り組んでいく。

特色ある事業については、放課後子ども教室として「わくわくチャレンジ広場」を実施している。これは放課後の子どもの居場所として、地域ボランティアの協力を得て放課後に子どもが遊んだり学んだりできる環境を整備している事業である。この放課後子ども教室と学童クラブを連携できるかどうかは今後の課題である。このわくわくチャレンジ広場は、区内の小学校全校で実施しており、学校によって利用できる学年は異なるが、1年～6年生まで年々低学年児にも対象を拡大している。基本的に平日は毎日実施している。学校によっては、土曜や夏休みにも開いており、葛飾区では、この事業を平成14年から開始し、平成16～18年は学校開放型児童健全育成モデル事業として実施している。

6-6. 後期行動計画の策定過程

平成20年度に「子育て支援に関する意向調査」を実施し、行動計画のためのニーズの把握を行った。また「子育て支援推進本部会」を実施し、後期行動計画の策定体制を整備した。平成21年に「葛飾区子育て支援行動計画策定委員会」を設置し、平成22年1月までに6回開催した。策定委員会と同時に、「葛飾区子育て支援推進本部会・幹事会」を実施し、後期行動計画の策定作業を行った。

6-7. その他の取り組み

(結婚支援事業、ワーク・ライフ・バランスおよび企業支援、シルバー人材センターを活用した保育事業の取り組み等)

結婚支援事業は、区としての事業としては行っていない。

ワーク・ライフ・バランスの推進については、毎年1回企業向けセミナーを行い、啓発活動を行っている。さらに、東京都がやっている中小企業の両立支援助成推進事業（葛飾区では「中小企業のための仕事と生活の調査応援事業」）に上乘せ措置を行って金銭的な補助を行っている。また、かつしか区民大学での区民への啓発や、WLBに関する講師の養成などを念頭に置いたカリキュラムの編成も検討している。ただ、後期の計画策定時に区内企業の経営者にヒアリングを実施したが、その際に、葛飾区に多い中小零細企業や町工場などは、従業員が少なく仕事の分担ができないという実態があり、ワーク・ライフ・バランスの推進が課題である。

6-8. 待機児童の動向と対策

平成13年に120人であった待機児童は、平成16年に184人と急増し、平成17年、18年も150人前後と高い水準にあったが、平成19年に46人と急激に減少した。その後、平成20年は48人、平成21年は62人と微増傾向にある。平成20年以降、経済不況でも待機児童が増えていないというのは他区にない特徴として挙げられる。これには、平成16年頃から保育所の定員枠を弾力化したり、区の空き施設や土地を活用して私立保育園へ貸出すなど、毎年1つか2つ認可保育所や認証保育所を新設するなど、さまざまな施策を柔軟に執り行ったことが功を奏している。

一般的に、認証保育所は空き施設等の「床」（場所）があれば、半年から10カ月で整備することができるが、認可保育園の新設は土地探しから始まり、計画から開設まで長くて3年程度は必要である。そのため、ある程度中期的な計画をもって対応しなくては待機児童を減らすことはできないという認識のもと事業計画を立て実施している。その計画を大きく方向付けている指標が、区が行動計画で公表している「保育需要率」（各年齢の、保育所申請者数／乳幼児人口）である。

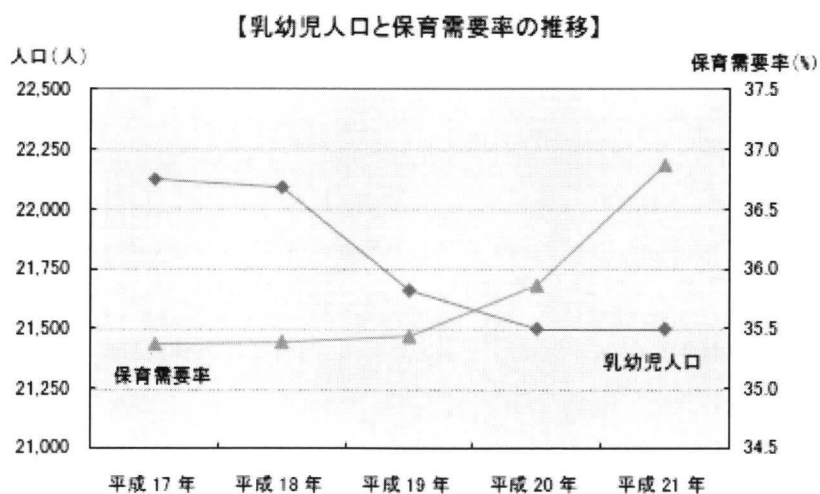


図 6-4. 保育需要率（葛飾区『葛飾区子育て支援行動計画（後期計画・案）』より）

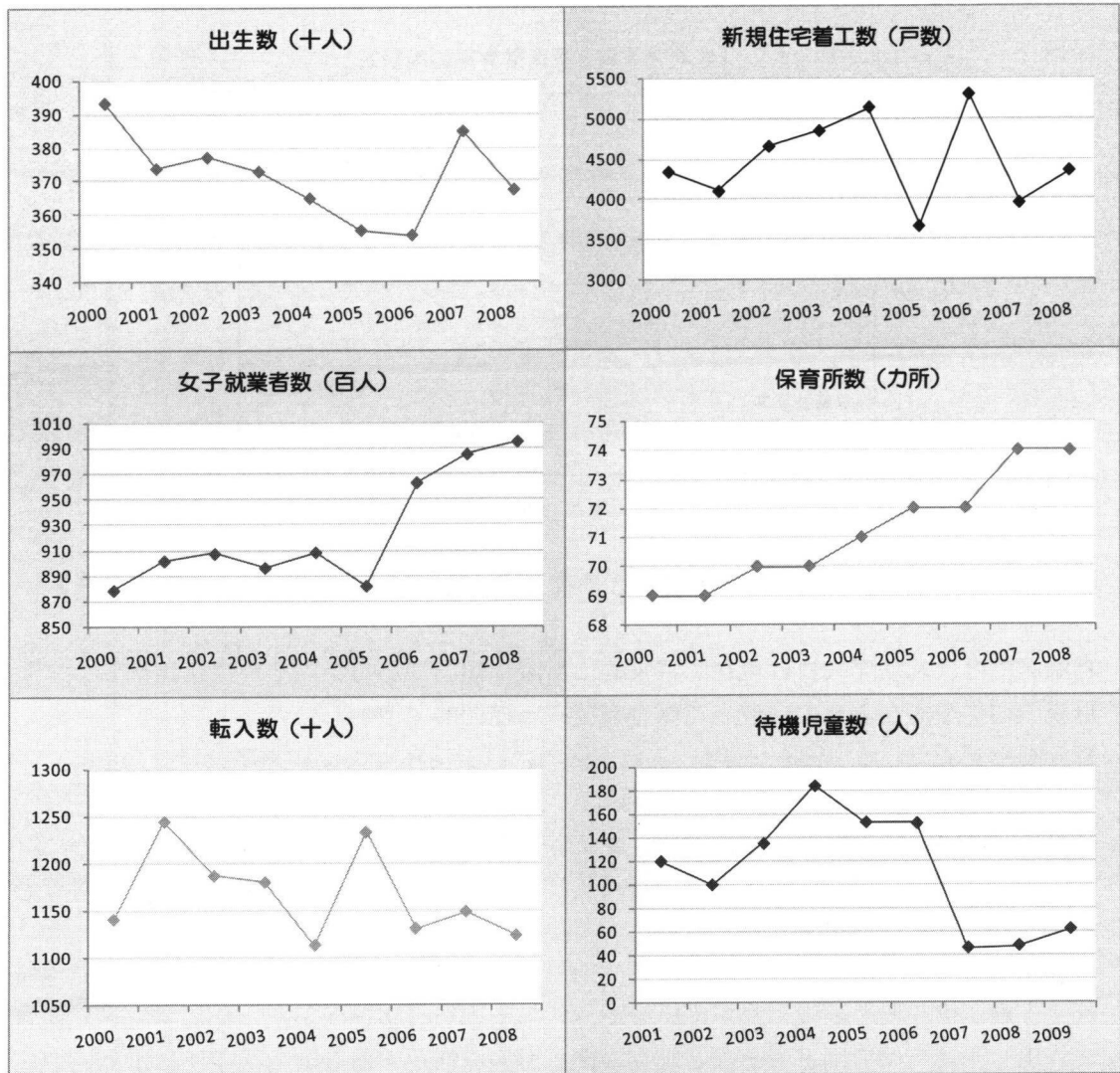
葛飾区では、乳幼児人口は現在も将来的にも減少傾向にあるが、それに反比例して、働く母親の増加や潜在需要の顕在化で保育需要率は継続的に増加していくという認識のもと、保育計画を立てている（図 6-4）。また、区内には、現在マンション建設等（東金町）などによるファミリー層の転入や出生率の回復で、一時的、局所的な需要増加がみられる。

待機児童解消の対策は、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員の増設・増員を中心に行っているが、その中でも認可保育所の新設及び改築による定員増、認証保育所の設置等を主として進めている。

亀有地域では、子育て支援部が区の遊休地を私立の保育園に貸出した。また、水元地域では、土地が広く安く新規戸建が多いので、区の土木管理事務所があった場所を私立保育園に貸出し、認可保育園とするなど既存の区有財産を活用するといった手法により保育施設を増やしている。

さらに、区の前期計画では病後児保育を 7 か所で実施することになっている。葛飾区では区立保育所 5 園の民営化を進めているが、民営化の際に病後児保育の実施などの事業拡大を行っている。

なお、現区長は平成 21 年 11 月に就任したが、前区長も含めて、区政において子育て支援を第一に考えているという。



(参考図) 葛飾区の待機児童数および共変量
 (資料：東京都総務局『東京都統計年鑑』各年版)